

令和8年度 滋賀県認知症介護実践者研修 実施要領

1. 目的

介護保険施設・事業所等に従事する介護の実務者が、認知症についての理解のもと本人主体の介護を行い、生活の質の向上を図るとともに、行動・心理症状(BPSD)を予防できるよう認知症介護の理念、知識・技術を習得するとともに、地域の認知症ケアの質向上に関与することができることを目的に実施します。

2. 実施主体および実施機関

実施主体 滋賀県

実施機関 社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会

3. 研修対象者

次の(1)～(4)の全てに該当する者を対象とします。

- (1)滋賀県内に所在する、下記の介護保険施設・事業所等に従事する介護職員および看護職員等
- (2)認知症介護の実務経験が2年以上ある者
- (3)認知症介護基礎研修(認知症介護基礎研修eラーニングを含む)を修了した者
または、医療福祉関係の有資格者(※対象者の注意事項参照)であること
※ただし、滋賀県においては、認知症介護基礎研修を修了していることが望ましい
- (4)研修の全日程を受講することができる次の〈1〉または〈2〉に該当する者で、職場実習の実施協力が得られる者

〈1〉 義務付け研修対象者

地域密着型サービス事業所の指定・運営基準において受講が義務付けられた者

◆認知症対応型共同生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所において、管理者または管理者となる予定の者。

◆認知症対応型共同生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所において、計画作成担当者または計画作成担当者となる予定の者。

※本研修の受講対象となる介護保険施設・事業所等に現在所属していない方について
研修開始時から職場実習終了時まで関わることができる事例対象者の選出が可能な協力施設・事業所(下記〈2〉の施設・事業所のみ対象)が必要です。受講決定後に、各自で手配してください。

〈2〉 自己研鑽のための受講希望者

〈1〉以外の受講を希望する者

※本研修の受講対象となる介護保険施設・事業所等

①介護老人福祉施設

②介護老人保健施設

③介護療養型医療施設
(介護医療院)

- ④通所介護事業所 ⑤通所リハビリテーション事業所 ⑥訪問介護事業所
 ⑦訪問看護事業所 ⑧特定施設入居者生活介護事業所 ⑨短期入所生活介護事業所
 ⑩地域密着型サービス事業所

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、
 地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介
 護事業所、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域
 密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護事業所

※対象者の注意事項

本研修の申し込みでの医療福祉関係有資格者とは、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等です。

4. 研修日程・定員

講義・演習 6日間 職場実習 6週間(詳細は研修プログラムを参照ください。)

※日程は講師等の都合により変更することがあります。

	日 程	申込期間(必着)	定員
第1回 草津会場	令和8年 6月3日～ 8月25日	令和8年4月13日～4月24日	72名
第2回 前半 彦根会場 後半 草津会場	令和8年7月22～ 10月19日	令和8年5月28日～6月10日	72名
第3回 草津会場	令和8年9月30日～12月22日	令和8年8月 5日～8月18日	72名

【受講の留意点】

- ・全課程(6日間)受講可能であるか研修日程等をご確認のうえ、お申込みください。
- ・本研修は、連続して受講することを前提に構成していますので、途中で欠席されると欠席日以降の日程は出席できなくなりますので、ご注意ください。
- ・職場実習(6週間)については、所属先の協力のもと実施してください。

5. 職場実習について

本研修では、前半2週間、後半4週間の自施設での実習を行います。

- (1)受講者の事業所の利用者の中から、医師から認知症の診断がおりている方を1名選んでください。
- (2)研修開始から実習終了まで関わる事が可能と見込まれる方を事例対象者に選んでください。(訪問介護・デイサービス等は週2回以上、ショートステイは4週間のうち2週間以上の利用があることが望ましい。)
- (3)研修受講が義務付けられている方で、現在施設・事業所に所属していない方は、事例対象者の選出が可能な協力施設・事業所が必要です。各自で手配してください。なお、協力施設・事業所は、次の施設・事業所のみ対象です。

【対象施設・事業所】

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設(介護医療院)、通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、訪問介護事業所、訪問看護事業所、特定施設入居者生活介護事業所、短期入所生活介護事業所、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型デイサービス、看護小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

6. 受講申込方法

受講の申込みは、滋賀県社会福祉研修センター研修管理システム(以下、「研修システム」という。)を利用してお申し込みください。

研修システム <https://www.shakyo-kensyu.jp/shiga/>

※研修システムでの申込ができない場合は、滋賀県社会福祉研修センター(以下、事務局)にご連絡ください。

(1) 義務付け研修対象者

次の1)および2)の方法にてお申し込みください。(1)と2)の両方が必要です。)

1)研修システムにてお申し込みください。

2)併せて、受講申込書(別紙様式1)および認知症介護基礎研修修了証の写しまたは、医療福祉関係の登録証等の写しを各市町担当課へ提出し、推薦書の発行を依頼してください。(各様式は当センターホームページおよび研修システムよりダウンロードしてください。)

※地域密着型サービス指定基準等において受講が義務付けられている場合に限って、事業所所在(予定)地の市町に推薦書の発行を依頼できます。

3)市町担当課におかれては、事業者から提出された申込書を取りまとめるうえ「推薦書(別紙様式2)」を添えて、申込期間内(上記参照)に事務局へ送付してください。

(2) 自己研鑽のための受講希望者

研修システムにてお申し込みください。

※認知症介護基礎研修修了証の写し、または医療福祉関係の登録証等の写しを添付してください。

※申込期間内の変更やキャンセルは、研修システムのログイン後、マイページで手続きしてください。

7. 受講の決定

(1) 申込締切後、2週間以内に受講の可否にかかわらず申込者全員に通知します。

(2) 申込者が定員を超える場合は、この研修が義務付けられている職務(地域密着型サービス事業所の指定基準による)への就任を予定する本要領第3項「研修対象者」に規定する者のうち、同項<1>の者を優先のうえ、同項<2>の者を事業所の認知症介護実践者研修(旧基礎課程含む)修了者数等を考慮して受講者を決定します。また、各施設・事業所1名でお願いする場合があります。併せて、認知症介護基礎研修を修了している方を優先して決定する場合があります。

- (3) 地域密着型サービス事業所のうち、指定・運営基準において受講が義務付けられた者の受講の可否については、推薦者(市町長)へも通知します。
- (4) 受講が決定された方は、研修システムのマイページにて受講決定通知書を確認できます。

8. 事前レポート等・研修評価

受講決定後に次の(1)および(2)について、作成および回答いただきます。

(1) 事前レポート等

受講決定通知後、事前レポート用紙等をメール配信します。テーマに沿って指定日までに提出してください。

(2) 研修評価

厚生労働省が定める様式に基づき、Google forms を利用した研修評価についてのアンケートの回答をお願いします。また、評価は「自己評価」と「上司評価」の2種類を回答いただきます。なお、「自己評価」と「上司評価」は、受講前・受講直後・受講3か月後の計3回の回答をお願いします。

9. 受講料および納付方法

(1) 受講料 20,000円

(2) 納付方法

受講決定後、指定する期日までに指定口座にお振込みください。
なお、振込手数料は、各自でご負担ください。

(3) キャンセルについて

受講料振込後は原則として返金いたしません。

10. 修了証書の交付

(1) 全課程を受講された方には、県より修了証が交付されます。

(2) 修了については、全日程を出席し課題を期日までに提出した人が対象となります。

1) 自施設実習の取り組みや報告に不十分な点があった場合は、修了証の発行を保留し、再提出・再実習を指示することがあります。

2) 受講態度が不適切(学習意欲に欠ける、研修の運営を妨げる言動、他の受講者への迷惑行為等)で、注意のうえ改善がみられない場合は、県、事務局および講師の協議により受講を取り消し、修了を認めないことがあります。

(3) 修了証書の氏名表記は、JIS コード第1水準および第2水準の文字による表記となり、外字が含まれている方については類似文字へ置き換えとなります。

(4) 本研修の修了証書は紛失しないよう管理してください。(本研修が義務付けられた研修の申込みの際に必要となります。)

11. 研修会場

(1) 草津会場

滋賀県立長寿社会福祉センター（草津市笠山七丁目8-138）

駐車場のスペースには限りがありますので、できる限り公共交通機関の利用をお願いします。

【交通案内】

JR瀬田駅からバス利用(約15分) 長寿社会福祉センター前BS下車

帝産バス: 滋賀医大行き(レストタウン・長寿社会経由) 3番のりば

- ※「龍谷大学行き」のバスは県立長寿社会福祉センターを經由しません。
- ※バスダイヤは、ダイヤ改正や運行状況等により変わります。

(2)彦根会場

コージータウン
COZY TOWN (彦根市大東町 2-28 アル・プラザ彦根 4階)

【交通案内】

JR 彦根駅西口すぐ

- ※ 駐車料金は各自でご負担ください。

12. その他

- (1) 昼食は各自でご用意ください。また、ゴミは必ずお持ち帰りください。
- (2) 会場は敷地内(駐車場を含めた敷地全体)全面禁煙です。

気象警報等が発表された場合(※)や、県から事業の自粛要請が出された場合、その他交通機関の状況等により、研修を延期または中止せざるを得ない状況となる可能性があります。このような場合は、下記のホームページおよび研修システムの「おしらせ」に掲載しますのでご確認をお願いします。

滋賀県社会福祉研修センター

ホームページ <http://shiga-sfk.jp>

研修システム <https://www.shakyo-kensyu.jp/shiga>

電話番号 TEL:077-567-3927



ホームページ



研修システム

※特別警報、暴風警報が県下で発表されている場合、研修実施地域で大雪警報が発表されている場合の延期等は、午前7時(午後の研修の場合は午前10時)時点の状況を目安に決定し、速やかにホームページに掲載します。

問い合わせ・申込み先(事務局)

〒525-0072
草津市笠山7丁目8-138 県立長寿社会福祉センター内

社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会
滋賀県社会福祉研修センター

TEL 077-567-3927 FAX 077-567-3910
〈問い合わせ時間〉 平日 8:30~17:15(土・日・祝・年末年始は閉所)

- ※ 認知症介護実践者研修受講状況の確認、修了証書の紛失等に関するお問い合わせは
滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課 在宅医療福祉・認知症施策推進係
TEL:077-528-3522 へお願いします。

(別紙1)

令和8年度 滋賀県認知症介護実践者研修 プログラム

令和8年5月11日現在

日程	第1回	第2回	第3回	時間	区分	科目名	担当講師 (敬称略)
	草津会場	彦根会場 草津会場	草津会場				
1 日目	6月 3日 (水)	7月 22日 (水) 彦根会場	9月 30日 (水)	8:50~9:00(草津) 9:50~10:00(彦根)		オリエンテーション	事務局
				9:00~16:30(草津) 10:00~17:30(彦根) (昼休憩 50分含む)	講義	認知症介護実践者研修の理解	認知症介護指導者
					講義 演習	認知症ケアの理念	
				講義	認知症疾患の理解	南草津けやきクリニック 院長 宮川 正治	
講義後 10 分間		1日の振り返り	事務局				
2 日目	6月 16日 (火)	7月 31日 (金) 彦根会場	10月 6日 (火)	9:00~16:30(草津) 10:00~17:30(彦根) (昼休憩 50分含む)	講義	権利擁護の視点に基づく支援	認知症介護指導者
					講義	認知症ケアの倫理と意思決定支援	
					講義	家族介護者の理解と支援方法	
				講義後 10 分間		1日の振り返り	事務局
3 日目	6月 24日 (水)	8月 10日 (月) 彦根会場	10月 13日 (火)	9:00~16:30(草津) 10:00~17:30(彦根) (昼休憩 50分含む)	講義 演習	生活支援のためのケアの演習 I QOLを高める活動と評価の観点	認知症介護指導者
					講義 演習	地域資源の理解とケアへの活用	
				講義後 10 分間		1日の振り返り	事務局
実習					実習	自施設実習(2週間)	
4 日目	7月 8日 (水)	8月 27日 (木) 草津会場	10月 29日 (木)	9:00~16:30 (昼休憩 50分含む)	講義 演習	学習成果の実践展開と共有	認知症介護指導者
					講義 演習	アセスメントとケアの実践の基本	
					講義 演習	生活支援のためのケアの演習 II (行動・心理症状)	
				講義後 10 分間		1日の振り返り	事務局
5 日目	7月 15日 (水)	9月 7日 (月) 草津会場	11月 10日 (火)	9:00~16:30 (昼休憩 50分含む)	講義 演習	アセスメントとケアの実践の基本	認知症介護指導者
					講義 演習	自施設における実習の課題設定	
				講義後 10 分間		1日の振り返り	事務局
実習					実習	自施設実習(4週間)	
6 日目	8月 25日 (火)	10月 19日 (月) 草津会場	12月 22日 (火)	9:00~16:30 (昼休憩 50分含む)	講義 演習	職場実習評価	認知症介護指導者
					講義 演習	研修総括	
				講義後 10 分間		閉講(修了証交付)	

※研修当日は、受付を済ませてプログラム開始5分前までに研修室に入室してください。

(別紙2)

認知症介護実践者研修
義務付け研修対象者の申込方法等について

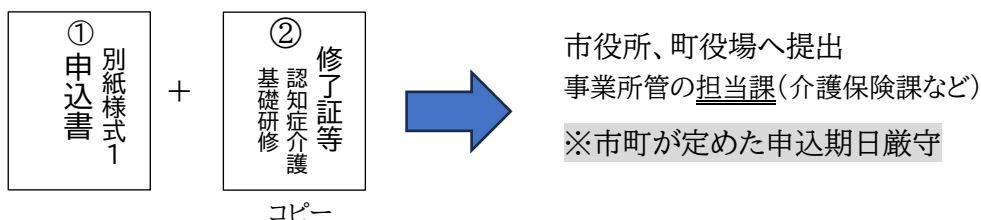
1. 義務付け研修対象者は、申し込みに (1)と (2)の両方が必要です。

(1) 滋賀県社会福祉研修センター研修管理システムにて、受講者情報を入力・送信してください。



研修システム <https://www.shakyo-kensyu.jp/shiga>

(2) 併せて、以下の書類を市町の担当課へ送付または持参してください。



申込書類一式

① 申込書(別紙様式1)

② 認知症介護基礎研修修了証の写しまたは医療福祉関係の登録証等の写し
※本研修の申込期間中に認知症介護基礎研修を受講中の方は、修了後速やかに提出してください。

2. 市役所、町役場の担当課

(1) 事業所より申し込みがありましたら、推薦書を発行のうえ、申込期間内に滋賀県社会福祉研修センターへメールまたは郵送で提出してください。

